

「駅業務委託」受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「高速鉄道1・3号線駅業務委託(下飯田駅ほか)」「高速鉄道3号線駅業務委託(高島町駅ほか)」「高速鉄道4号線駅業務委託(中山駅ほか)」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市交通局委託に関するプロポーザル実施取扱要綱、横浜市交通局委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほか、この「駅業務委託」受託候補者特定に係る実施要領(以下「実施要領」という。)、提案書作成要領、業務説明資料及び提案書評価基準に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、横浜市交通局委託に関するプロポーザル実施取扱要綱、横浜市交通局委託に関するプロポーザル方式運用基準、実施要領、提案書作成要領、業務説明資料及び提案書評価基準により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 同種業務の実績
- (2) 基本方針
- (3) 当該業務に関する実施方法の提案
- (4) 職員管理体制
- (5) 5年間の計画案
- (6) 参考見積書
- (7) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第4条 受託候補者を特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 駅業務の受託にあたり、同種業務の実績があるか。
- (2) 業務内容を十分に把握し、実現可能な提案内容となっているか。
- (3) 営業所等の執行体制を系統立てて明確にしているか。
- (4) 横浜市交通局の経営理念を理解したうえで、市営地下鉄の駅業務の受託にあたっての積極的な基本方針を示しているか。

- (5) 駅業務の内容を理解し、円滑に遂行するために必要な資質（経歴等）を持った人材の獲得に向け、具体的にどのような募集方法をとっているか。
 - (6) お客様サービスを低下させず、効率化につながる独自の提案がなされているか。また、安全性とサービス向上が図れる独自の提案がなされているか。
 - (7) 混雑時やお客様のニーズに合わせた案内・整理を行うための教育訓練計画、及び障がい者や交通弱者の案内に対する教育訓練計画があるか。
 - (8) 常に職員の健康状態を把握し、安定的かつ効果的に、受託駅に配置できる体制になっているか。
 - (9) 職員に事故があった場合など、緊急時の措置・方法が確立されているか。
 - (10) 駅業務が確実かつ安定して遂行できるよう、職員の勤怠及び執務態度に対するチェック体制が整備されているか。
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
 - 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適したものを特定する。
 - 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

（プロポーザル評価委員会）

第5条 評価委員会は次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
 - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
 - (3) 評価の集計及び報告
 - (4) ヒアリング
- 2 評価委員会には委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。
 - (1) 委員長 経営管理部長
 - (2) 副委員長 経営管理部経営管理課長
 - (3) 委員 高速鉄道本部長、高速鉄道本部駅務管理所長、高速鉄道本部営業課長
 - 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
 - 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。
 - 5 委員長は、評価結果を入札参加資格審査等委員会（選定委員会）に報告するものとする。

（評価結果の審査）

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和8年5月18日から施行する。